

第16期第1回福岡県情報公開審査会次第

日時：平成28年9月26日（月）10時00分～

場所：県庁行政棟特9会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 会長の選任
- (2) 会長職務代理者の指名
- (3) 審査会開催日程の決定
- (4) 起草委員及び会議録署名委員の順番の決定

3 その他

- (1) 平成27年度福岡県情報公開条例の運用状況について（報告）
- (2) その他

4 閉 会

〈資料〉

- 第16期福岡県情報公開審査会委員名簿
- 福岡県情報公開審査会事務局職員名簿
- 審査会開催日程（案）
- 福岡県情報公開審査会規則
- 福岡県情報公開審査会運営要領
- 平成27年度福岡県情報公開条例の運用状況
- 会議録（案）（平成28年8月22日 第15期第20回審査会）（略）

第16期福岡県情報公開審査会委員名簿

(委嘱期間:平成28年9月1日～平成30年8月31日)
(50音順・敬称略)

氏名	現職
さかい たける 坂井 猛	九州大学大学院人間環境学府教授
すぎの やすお 杉野 泰雄	公認会計士 (杉野公認会計士事務所)
ばば あきこ 馬場 明子	久留米大学文学部講師 元(株)テレビ西日本編成局編成部専任部長
ふくしげ さとこ 福重 さと子	北九州市立大学法学部准教授
みうら くにとし 三浦 邦俊	弁護士 (三浦邦俊法律事務所)
やない けいこ 柳井 圭子	日本赤十字九州国際看護大学教授
よしむら としゆき 吉村 敏幸	弁護士 (吉村敏幸法律事務所)

福岡県情報公開審査会事務局職員名簿

平成28年9月26日現在

職 名	氏 名
県民情報広報課長	野 上 明 倫
県政情報監	山 田 邦 聖
参事補佐兼情報公開係長	森 久 博 幸
事務主査	牟 田 留 美
主任主事	案 浦 展 光
主事	日 隈 雄 太
主事	山 本 赳 彰
主事	高 野 公 平
参事補佐（県警情報公開室）	吉 岡 康 秀
企画主査（県警情報公開室）	永 島 孔 明

審査会開催日程（案）

開催日	時間	場所
平成28年10月24日（月）	10:00	特9会議室
平成28年11月28日（月）	10:00	特9会議室
平成28年12月26日（月）	10:00	特9会議室
平成29年 1月23日（月）	10:00	特9会議室
平成29年 2月27日（月）	10:00	特9会議室
平成29年 3月27日（月）	10:00	特9会議室

福岡県情報公開審査会規則

〔 昭和61年8月5日
福岡県規則第54号 〕

改正 平成 8年4月 1日

改正 平成 9年8月20日

改正 平成13年6月29日

改正 平成28年2月12日

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第33条の規定に基づき、福岡県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、7人以内の委員をもって組織する。

- 2 審査会に会長を置き、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第3条 審査会の委員は、地方自治及び情報公開制度に関して優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第5条 審査会は、条例第24条第3号に規定する事務を行うため、小委員会を設置することができる。

- 2 小委員会は、会長が指名する委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。
- 3 審査会は、小委員会の決議をもって審査会の決議とすることができる。

(諮問実施機関の申出)

第6条 諮問実施機関は、開示決定等に係る公文書に記録されている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨を申し出ることができる。

- 2 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、条例第25条第1項の規定により当該公文書の提示を求めようとするときは、当該諮問実施機関の意見を聴かなければならない。

(審査請求人等の意見の聴取)

第7条 審査会は、審査会に提出された意見書又は資料について、条例第25条第4項の規定により鑑定を求めようとするときは、当該意見書又は資料を提出した審査請求人、参加人又は諮問実

施機関の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、総務部県民情報広報課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、昭和61年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

福岡県情報公開審査会運営要領

平成13年6月20日 審査会決定

平成22年9月15日 審査会決定

平成28年2月22日 審査会決定

(趣旨)

第一条 この要領は、福岡県情報公開審査会規則（昭和六十一年福岡県規則第五十四号。以下「規則」という。）第九条の規定に基づき、福岡県情報公開審査会（以下「審査会」という。）における審査会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(起草委員)

第二条 審査会は、審査請求に係る事案に関する調査、答申原案の作成その他答申に必要な事務を行うため、当該事案ごとに起草委員を指名することができる。

2 条例第二十七条に規定する審査会の指名する委員は、起草委員とする。

(小委員会)

第三条 規則第五条第一項の小委員会は、会長及び会長が指名する委員二名をもって構成する。

2 審査会は、小委員会の決議をもって審査会の決議とする。

3 小委員会は、その決議を審査会に報告するものとする。

4 小委員会は、必要と認めるときは、審査会の開催を求めることができる。

(諮問書の添付資料)

第四条 審査会は、諮問実施機関に対し、諮問書に次の各号（開示請求に係る不作為に係る審査請求にあつては、第二号、第四号及び第七号を除く。）に掲げる書類の写しの添付を求めるものとする。

一 公文書開示請求書

二 開示決定等に係る通知書

三 審査請求書

四 開示決定等に係る公文書

五 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第二十九条第二項の弁明書

六 法第三十条第一項の反論書又は同条第二項の意見書が提出されている場合にあつては、当該反論書又は当該意見書

七 福岡県情報公開条例（平成十三年福岡県条例第五号。以下「条例」という。）第十

五条第三項の反対意見書が提出されている場合にあっては、当該反対意見書

(存否に関する情報の取扱い)

第五条 審査会は、諮問実施機関から、条例第九条の規定による非開示決定に係る公文書の存否の取扱いについて特別の配慮を必要とするものである旨の申出を受けた場合において、当該公文書の存否を明らかにすることを求めようとするときは、当該諮問実施機関の意見を聴くものとする。

(口頭意見陳述)

第六条 審査会は、審査請求人、参加人又は諮問実施機関から、条例第二十六条第一項の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）を行う意思の有無及び同条第二項の規定による補佐人を同伴する意思の有無を確認するものとする。

- 2 口頭意見陳述は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関及び開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る実施機関を招集してさせるものとする。
- 3 審査会は、審査会に出席して意見を述べることのできる者の数を制限することができる。
- 4 口頭意見陳述において、審査会は、口頭意見陳述を行う意思を表明した者（次項において「申立人」という。）のする陳述が審査請求に係る事案に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。
- 5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事案に関し、開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る実施機関に対して、質問を発することができる。

(提出資料等の閲覧等の求めの手續)

第七条 条例第二十九条第一項の規定による閲覧又は写しの交付の求めは、書面によるものとする。

- 2 審査会は、前項の求めがあった場合において、承諾するときはその旨並びに閲覧又は写しの交付の日時及び場所を、拒否するときは理由を付してその旨を書面により通知するものとする。
- 3 前項の場合において、写しの交付を求めた審査請求人又は参加人が写しの郵送を希望するときは、当該審査請求人又は当該参加人に郵送料の負担を求めるものとする。

(除斥)

第八条 特定の審査請求に係る事案につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該事案に係る審議に関与することができない。

(会議の公開)

第九条 審査会の会議（以下単に「会議」という。）は、条例第三十条の規定により非公開とされる手続を除き、原則として公開するものとする。

- 2 会議開催の周知は、開催日のおおむね二週間前までに県のホームページに掲載することにより行うものとする。
- 3 何人も、会議を傍聴することができるものとし、定員は十人以内とする。
- 4 審査会は、傍聴を希望する者に対し、傍聴者名簿に氏名を記載させた上で、先着順に傍聴させるものとする。
- 5 傍聴の受付は、会議開催日に会場で開会の三十分前から行う。
- 6 傍聴者には、原則として会議に提出される資料を配付するものとする。
- 7 審査会は、傍聴者による写真撮影、録画、録音等は認めない。ただし、事前に審査会事務局に申出があった場合であって、会長の許可を受けたときは、この限りでない。
- 8 審査会は、公正かつ円滑な会議の運営を確保するため、別記傍聴要領を傍聴者に配付し、遵守を求めるものとする。

(会議録の作成及び公表)

第十条 審査会は、次の事項を記載した会議録を作成するものとする。

- 一 開催日時
 - 二 出席委員の氏名
 - 三 会議に付した事案の件名
 - 四 議事の内容
 - 五 その他必要な事項
- 2 会議録は、会長及び会長が指名する委員が署名し、確定する。
- 3 審査会は、第一項の会議録（条例第三十条の規定により非公開とされる手続に係る会議にあつては、第一項第一号から第三号まで及び第五号並びに議事の概要を記載した書面）を県民情報センター及び地区県民情報コーナーで一般の閲覧に供するとともに、県のホームページにおいて公表するものとする。

(答申等の内容の公表)

第十一条 審査会は、条例第二十四条（第二号を除く。）の規定により、意見を述べ、答申し、又は建議をしたときは、原則としてその内容を公表するものとする。

- 2 前条第三項の規定は、前項の公表について準用する。

別記

傍 聴 要 領

1 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 審査会開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 会長の許可なく、会議の様態を撮影し、又は録音しないこと。
- (3) 会場において飲食、喫煙等をしないこと。また、携帯電話等を使用しないこと。
- (4) その他会議の支障となる行為をしないこと。

2 会場の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長及び係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記1の規定に違反したときは、退室していただくことがあります。

附 則

この要領は、平成十三年七月一日から施行する。

附 則

この要領は、平成二十二年九月十五日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前にされた実施機関の開示決定等に係る不服申立てに係る諮問書の添付資料又は口頭意見陳述に係る事項については、なお従前の例による。

平成 2 7 年度福岡県情報公開条例の運用状況

I 公文書の開示

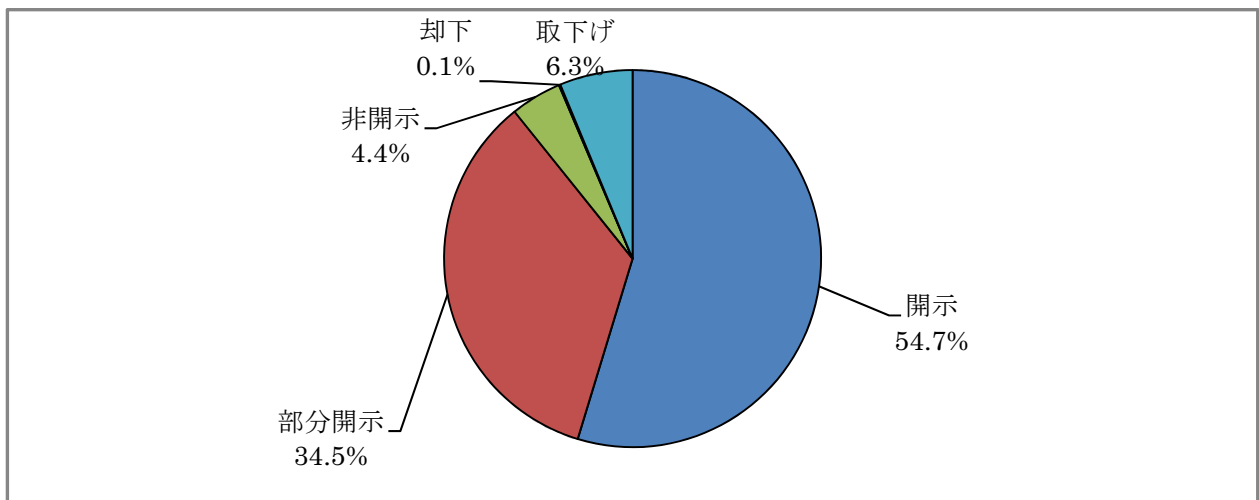
1 公文書の開示請求と決定の状況

平成 2 7 年度における公文書の開示請求の件数は 1, 5 3 2 件で、そのうち実施機関が開示決定等を行った件数は、却下及び取下げの件数 9 8 件を除いた 1, 4 3 4 件です（表 1）。

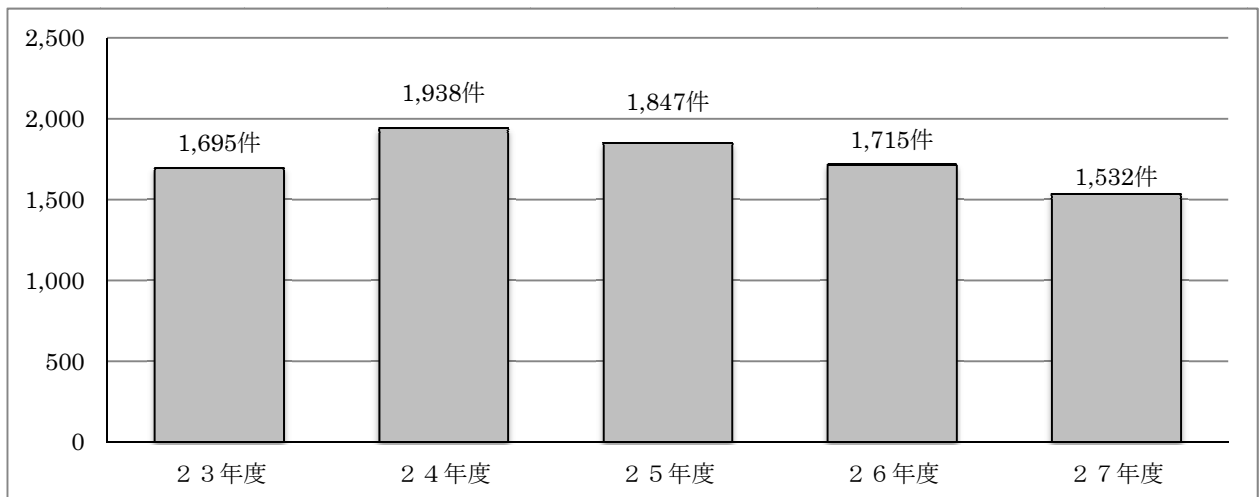
表 1 公文書の開示請求、開示決定等の状況

開示請求 の件数	決 定 の 状 況					取下げ
	開示	部分開示	非開示	不存在	却下	
1, 5 3 2	8 3 8	5 2 9	6 7	5 7	2	9 6

（参考 1）開示決定等の状況



（参考 2）平成 2 3 年度から平成 2 7 年度までの開示請求件数の推移



2 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関別の開示請求件数は、知事1, 361件、警察本部長71件、教育委員会38件、選挙管理委員会38件等となっています(表2)。

表2 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関	請求件数	決定の状況					取下げ	
		開示	部分開示	非開示	不存在	却下		
知事	総務部・秘書室	131	27	70	6	6		28
	企画・地域振興部	8	5	2				1
	新社会推進部	18	5	12				1
	保健医療介護部	324	206	97	7	6		14
	福祉労働部	64	21	32	6	2		5
	環境部	129	48	72	3	3		6
	商工部	48	27	17	2	2		2
	農林水産部	157	102	42	6	6		7
	県土整備部	316	258	42	2	2		14
	建築都市部	166	76	66	18	18	1	5
	会計管理局							
	小計	1,361	775	452	50	45	1	83
議会	4	2	1				1	
公営企業の管理者								
教育委員会	38	10	15	7	6		6	
選挙管理委員会	38	15	22				1	
人事委員会	5	1	3				1	
監査委員	1			1	1			
公安委員会	3		1				2	
警察本部長	71	31	29	8	4	1	2	
労働委員会								
収用委員会	1		1					
海区漁業調整委員会								
内水面漁場管理委員会								
地方独立行政法人								
公社	10	4	5	1	1			
合計	1,532	838	529	67	57	2	96	
(請求件数に対する比率)	(100.0%)	(54.7%)	(34.5%)	(4.4%)	(3.7%)	(0.1%)	(6.3%)	

3 非開示事由適用件数

開示請求に対しては、請求に係る公文書中に個人に関する情報や事業情報等、情報公開条例上の非開示事由に該当する情報が記録されているものを除き、原則的に開示することとなります。平成27年度における非開示事由の事由別適用件数は、表3のとおりです。

表3 非開示事由の事由別適用件数

福岡県情報公開条例(平成13年福岡県条例第5号)第7条第1項各号		件数		
		部分開示	非開示	計
第1号	個人情報	323	8	331
第2号	事業情報	296	2	298
第3号	審議・検討等情報	1		1
第4号	行政運営情報	43		43
第5号	任意提供情報			
第6号	捜査等情報	7		7
第7号	法令秘情報		1	1
第8号	議員個人・会派情報			
計		670	11	681

注1 重複適用があるため、表1の件数と合致しません。

注2 不存在は除いています。

4 主な開示請求の内容

主な開示請求の内容は、表4のとおりです。

表4 主な開示請求の内容

請 求 内 容	件 数	実 施 機 関
医療法人の決算書	2 3 1	知事（保健医療介護部）
工事成績評定通知書	1 9 3	知事（県土整備部等）
工事等に関する金入り設計書	1 9 1	知事（県土整備部等）
産業廃棄物処理業者に関する文書	1 1 0	知事（環境部）
公益法人の決算書	8 7	知事（商工部等）

5 公文書の開示請求者別内訳

公文書の開示請求者別内訳は、表5のとおりです。

表5 公文書の開示請求者別内訳

開 示 請 求 者 の 区 分	件 数
県の区域内に住所を有する個人	4 8 8
県の区域内に事務所を有する法人その他の団体	8 1 3
県の区域外に住所を有する個人	8 0
県の区域外に事務所を有する法人その他の団体	1 5 1
合 計	1 , 5 3 2

6 不服申立ての状況

公文書の開示請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、不服申立てを行うことができます。

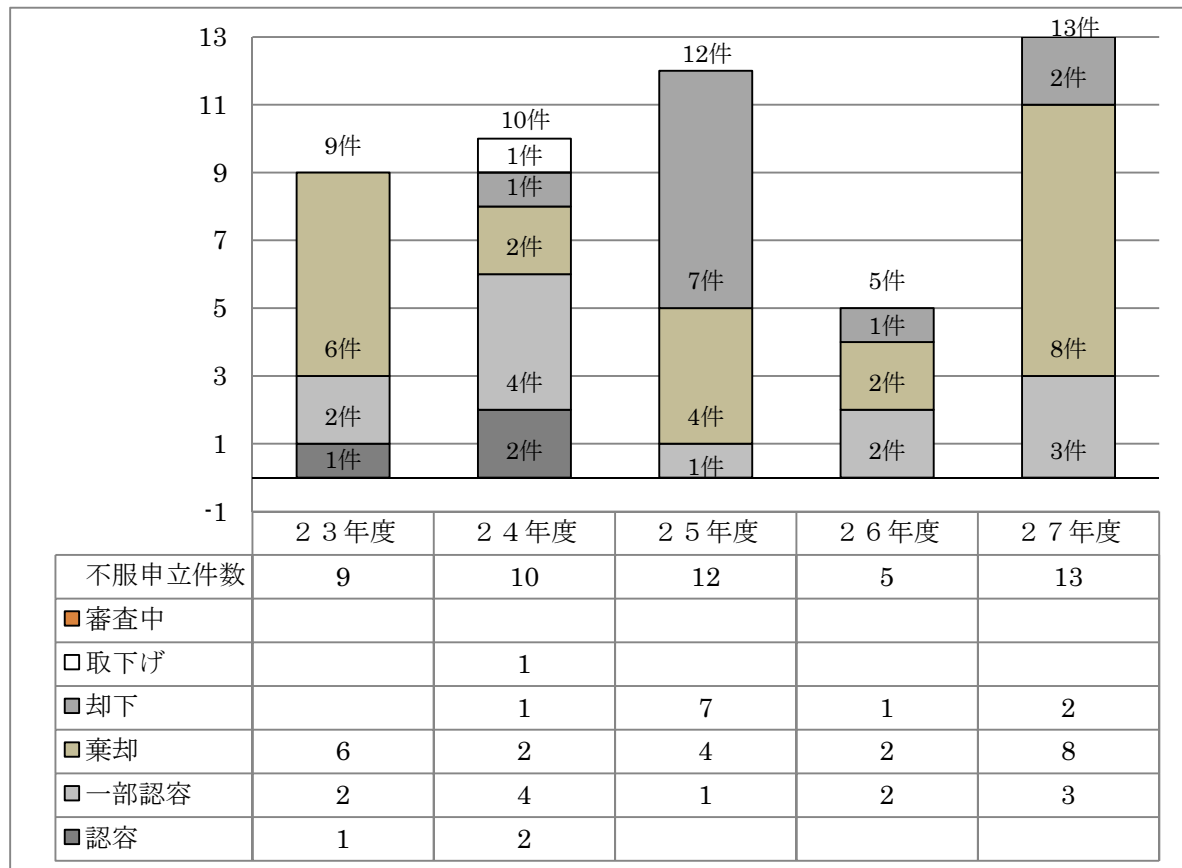
平成27年度は、不服申立てが13件ありました（表6）。

表6 不服申立ての状況

不服申立案件	実施機関	不服申立 年月日	情報公開審査会		実施機関の 裁決又は決定	
			諮問年月日	答申年月日	年月日	内容
特定県営住宅の管理人名簿の部分開示決定処分に対する異議申立て	知事	27. 4. 1	27. 4. 21	27. 8. 24	27. 9. 24	棄却
特定県営住宅の管理人手当支払一覧表の部分開示決定処分に対する異議申立て	知事	27. 4. 1	27. 4. 21	27. 8. 24	27. 9. 24	棄却
特定県営住宅の口座登録用紙の非開示決定処分に対する異議申立て	知事	27. 4. 1	27. 4. 21	27. 8. 24	27. 9. 24	棄却
特定県営住宅の管理人の任命に関する文書等部分開示決定処分に対する異議申立て	知事	27. 6. 19	27. 8. 26	27. 11. 24	28. 1. 19	棄却
特定県営住宅の全管理人の任命に関する文書等部分開示決定処分に対する異議申立て	知事	27. 6. 19	27. 8. 26	27. 11. 24	28. 1. 19	一部認容
特定児童に係る措置文書等部分開示決定処分に対する異議申立て	知事	27. 9. 4	27. 11. 18	28. 1. 25	28. 3. 28	棄却
林地開発に係る事前協議に関する文書等部分開示決定処分に対する異議申立て	知事	27. 9. 7	—	—	27. 11. 24	却下
教職員の懲戒処分に関する文書等部分開示決定処分に対する異議申立て	教育委員会	27. 9. 28	—	—	27. 11. 9	却下
岩石採取計画認可申請に関する文書等部分開示決定処分に対する異議申立て	知事	27. 10. 26	27. 11. 26	28. 1. 29	28. 2. 18	棄却
特定児童に係る援助活動に関する文書等部分開示決定処分に対する異議申立て	知事	27. 11. 6	27. 12. 22	28. 3. 28	28. 6. 10	棄却

不服申立案件	実施機関	不服申立 年月日	情報公開審査会		実施機関の 裁決又は決定	
			諮問年月日	答申年月日	年月日	内容
林地開発許可申請に関する文書の非開示決定処分に対する異議申立て	知事	27.11.27	27.12.17	28.2.23	28.5.6	棄却
警察官昇任試験問題の部分開示決定処分に対する審査請求	公安委員会	27.12.18	28.2.12	28.8.22	—	—
警察官の不祥事に係る広報文の部分開示決定処分に対する審査請求	公安委員会	28.2.26	28.4.7	28.8.22	—	—

(参考)平成23年度から平成27年度までの不服申立件数の推移



7 苦情申出の状況

平成27年度は、苦情申出はありませんでした。

8 出資法人の情報公開の状況

情報公開条例第37条第1項の規定により実施機関が定める出資法人が行う情報公開の状況は次のとおりとなっています（表7）。

なお、平成27年度は、出資法人が行った開示決定等に対する異議の申出はありませんでした。

表7 出資法人が保有する文書の開示申出の状況

開示申出の件数	決定の状況					取下げ
	開示	部分開示	非開示	不存在	却下	
1		1				

9 指定管理者の情報公開の状況

情報公開条例第37条の2第1項の規定により県が設置した公の施設の管理を行う指定管理者（実施機関が定める出資法人である者を除く。）が行う情報公開の状況は次のとおりとなっています（表8）。

なお、平成27年度は、指定管理者が行った開示決定等に対する異議の申出は1件ありました（表9）。

表8 指定管理者が保有する文書の開示申出の状況

開示申出の件数	決定の状況					取下げ
	開示	部分開示	非開示	不存在	却下	
8	2	5	1			

表9 異議の申出の状況

異議の申出案件	指定管理者	異議の申出 年 月 日	指定管理者の決定	
			年月日	内容
特定個人の内部告発に関する文書等の非開示決定処分に対する異議の申出	公益財団法人 あまぎ水の文化村	27. 7. 29	27. 9. 17	棄却